

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>地域の人口は常に流動的であり、選挙区を決めて都度人数を変更することになる。常に複雑で、手間のかかる作業の為コストもかかる。すべて比例にすればシンプルでコストもほぼ一定で、一番正当性がある。</p>	<p>平成25年12月に、各党各会派の御議論を経て、都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る公職選挙法の改正が、議員立法で行われましたが、今回の政令改正はこの法改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>都道府県議会議員の選挙を比例代表制にすることは、地方議会のあり方の根幹に関わる事柄であり、公職選挙法の改正を必要とするものであることから、各党各会派をはじめ幅広く御議論いただくべき事柄であると考えております。</p>
2	<p>日本を良くするために必須の改革だと考える。是非とも実行して頂きたい。</p>	<p>本政令案について支持する御意見として承ります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正の概要には同意する。 ・ 新旧の一覧表が分かりにくい。下線部がたくさん引いてあるが、上の欄のどの部分が下の欄のどの部分に該当するのか、位置を揃えたり、番号を振ったりしてほしい。 	<p>(前段) 本政令案について支持する御意見として承ります。</p> <p>(後段) 新旧対照表については、対応する条項ごとに現行の条文規定と改正後の条文規定案を対照させ、改正部分に線を付すという、一般的な新旧対照表の作成方法に基づいておりますが、例えば、改正案により号が新設された第3条について、現行の条文規定との対応関係は別添のとおりですので、ご参照ください。</p>

○ 現行と改正案における公職選挙法施行令第3条の対応関係について

改正案	現 行
<p>(都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例)</p>	<p>(都道府県の議会の議員の任期中における選挙区の特例)</p>
<p>第三条 <u>法第十五条第一項から第四項までの</u>規定により、<u>条例で選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。</u></p>	<p>第三条 <u>法第十五条第二項又は第三項</u>の規定により、<u> </u>選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限るものとする。</p>
<p>ただし、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域</u>については、この限りでない。</p>	<p>ただし、<u>新たに郡市の区域の設定があつた場合における当該郡市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域及び他の都道府県の区域の全部を編入した場合における当該編入された区域</u>については、この限りでない。</p>
<p>一 <u>新たに市町村の区域の設定があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</u></p>	<p>ただし書中に規定されていた区域を、第1号から第6号までに規定)</p>
<p>二 <u>新たに市町村の区域の廃止があつた場合 当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</u></p>	
<p>三 <u>町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合 当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</u></p>	<p>現行の第3条第2項及び第4条は、郡の区域に係る規定であり、削除されることから記載を省略。</p>
<p>四 <u>一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき 当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域</u></p>	
<p>五 <u>法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合 当該区域が従前属していた選挙区の区域</u></p>	
<p>六 <u>他の都道府県の区域の全部を編入した場合 当該編入された区域</u></p>	